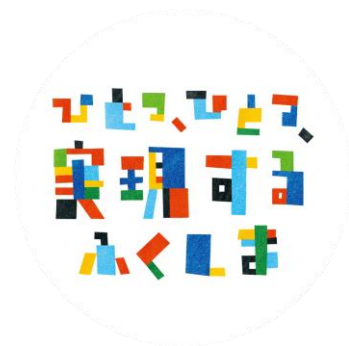


福島県特別支援教育 推進プラン

2026年度版（詳細版）

令和8年5月

福島県教育委員会



はじめに

福島県では、令和4年度から第7次福島県総合教育計画において、全ての子どもに必要な資質・能力の育成とともに、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せであるWell-being（ウェルビーイング）の実現を目指し、「学びの変革」と「学校の在り方の変革」を柱に掲げ、6つの施策に取り組んでいます。その中の施策3「学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる」においては、地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実を図っています。

近年、文部科学省による特別支援教育に関する報告書等として、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（令和3年1月）、特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告書（令和4年3月）、障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月）等が示されています。これらの中では、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への校内支援体制の構築や、通級による指導及び特別支援学級における教員の専門性の向上、就学の仕組みや教育的ニーズの理解と対応などについて、各都道府県における取組の充実が求められています。

本県においても、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、障がいの状態や本人の教育的ニーズに応じた支援は多様化しています。こうした状況を踏まえ、福島県教育委員会では、特別支援教育の推進及び充実を図るため、これまで「福島県特別支援教育推進プラン」（A3版）を作成し、Web ページにおいて公表してきました。

今回作成した「特別支援教育推進プラン（詳細版）」では、本県の特別支援教育の現状と課題を整理するとともに、各種事業や研修等について、その目的や取組をより分かりやすく示しています。

本プランに基づき、「地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実に向けた取組」を着実に推進することにより、施策の方向性である「誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちが可能性や個性を伸ばすことができるよう、子どもたちの状況に応じた教育機会の提供や支援を行うことで、多様性を力に変える土壌をつくる」ことの実現を図り、全ての児童生徒が豊かな未来を切り拓くための一助となることを目指します。

今後とも、本県の特別支援教育の充実・発展のため、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和8年5月

福島県教育委員会

【 目 次 】

I 福島県特別支援教育推進プラン（2026年度版）

- 1 福島県特別支援教育推進プランの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本県の教育施策との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 推進プランの基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 福島県の特別支援教育を取り巻く現状と課題

- 1 特別な支援を必要とする児童生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 市町村における支援体制の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 小・中学校、高等学校における指導・支援の状況・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 特別支援学校における地域支援の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 特別支援学校の人数・就職率及び学校整備状況等・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 特別支援学校の交流及び共同学習の実施状況・・・・・・・・・・・・・・ 11

III 特別支援教育に関する事業の展開

- 1 主要事業No.1：ふくしまの誰一人取り残さない教育体制整備事業・・・・ 12
- 2 主要事業No.2：特別支援学校就労チャレンジ推進事業・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 その他：特別支援教育を支える事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

IV 教員の専門性向上を支える各種研修

- 1 主に小・中学校、高等学校等を対象にした研修・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 2 特別支援学校を支える研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ※特別支援教育に関わる報告・通知集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

I 福島県特別支援教育推進プラン（2026年度版）

1 福島県特別支援教育推進プランの基本理念

（1）福島県特別支援教育推進プランとは

文部科学省は、平成29年に「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」を公表し、各都道府県において、地域の実情を踏まえた特別支援教育に関する基本計画を策定する必要があるとしています。これを受け、本県においても平成30年度から、本県の特別支援教育の取組を年次ごとに整理し、「福島県特別支援教育推進プラン」（以下「推進プラン」という。）としてWebページで公表しています。

推進プランは、第6次福島県総合教育計画（平成25年度～令和3年度）及び第7次福島県総合教育計画（令和4年度～令和12年度）と関連させながら施策を円滑に展開するため、毎年度内容を更新しています。

（2）基本理念：「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進

推進プランは、福島県学校教育審議会答申（平成21年9月18日）において示された基本理念「地域で共に学び、共に生きる教育の推進」に基づくものです。同答申では、目指す特別支援教育の姿について、「障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育を、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等（保育所、認定こども園、義務教育学校を含む。以下同じ。）で行うことであり、関係機関とのより一層の連携を図りながら、特別支援教育を推進、充実させていくことを目指すものである。」と示されています。

（3）我が国の特別支援教育の動向

我が国では、共生社会の実現を目指し、特別支援教育に関する法令及び通知等が示されています。

【特別支援教育に関する法令等】

- 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（R3.1）
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（R3.1）
- 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（R3.6.文部科学省）
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9 施行）
- 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（R4.3）
- 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（R4.4）
- 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（R5.3）

- 「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」（R5.3.文部科学省）
- 「小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（R5.3.文部科学省）
- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針について（通知）」（R6.1.文部科学省）

これらの法令等では、特別な支援を必要とする子どもの数が増加する中、特別支援教育をさらに推進していくためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことができる環境を整備していくことの重要性が指摘されています。

また、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を一層充実・整備していく必要性も示されています。

さらに、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」では、こうした理念を学校現場で実現するため、採用後 10 年以内に特別支援教育を複数年経験することや、特別支援教育に関する目標を学校経営方針に位置付けること、校内の支援体制を整備することなど、教員の専門性の向上及び校内体制の整備に関する方策が示されています。

2 本県の教育施策との関連

(1) 第 7 次福島県総合教育計画

福島県では、令和 4 年度から 12 年度までの本県教育の基本方針となる「第 7 次福島県総合教育計画」を策定し、教育施策を展開しています。本計画では、福島の良いさを大切にした「福島ならではの」教育を推進するとともに、それを実現するため、一方向的で画一的な授業から個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を掲げています。この「学びの変革」によって、個人と社会の Well-being（一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ）の実現を目指すこととしています。

本計画の施策 3「学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる」においては、地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向け、特別支援教育の充実を図ることとしています。また、福島県教育委員会の「令和 8 年度（2026 年度）学びの変革推進プラン」に示している主な取組は、次のとおりです。

- 10 校の特別支援学校に特別支援教育アドバイザーを配置するとともに、ふたば支援学校に双葉地区支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図っています。

- 特別支援学校（病弱）に入院児童生徒支援員2名を配置し、児童思春期病棟に長期入院中の小・中学校、高等学校等に在籍する児童生徒に対する学びの支援体制を構築しています。
- 「特別支援学校作業技能大会」を通して、生徒の学習や進路に対する意欲の向上を図るとともに、生徒の取組の様子を県民や企業等に伝える機会とし、特別支援学校における就職率の向上を目指して、地元企業との連携強化に取り組んでいます。
- 特別支援学校の地域支援センターの機能を強化し、小・中学校、高等学校等において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりや認知特性等のアセスメントを活用した支援の充実を図っています。
- 高等学校における通級による指導については、ICTを活用して対象校における個に応じた支援を展開するとともに、小・中学校等においても対象児童生徒を適切に受け入れることができるよう、通級指導教室への支援を行っています。
- 令和7年度に開校したあだち支援学校及び令和8年度開校のみなみあいづ支援学校について、地域の市町村と連携しながら整備を進めています。

（2）本県の学校教育指導の重点（特別支援教育）について

特別支援教育の推進に当たっては、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領において、「個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う」ことなど、学校全体で特別支援教育を推進していくことが求められています。

このことから、本県では、学校教育指導の重点の〈幼児教育版〉〈小・中学校教育版〉〈高等学校教育版〉〈特別支援学校教育版〉のすべてにおいて、「特別支援教育」に関する指導の重点事項を示しています。また、全ての校種に共通する指針として、次の3つを示しています。

- ① **連続性のある多様な学びの場を重視した対応**
 - ・ 学びの連続性の確保、学びのつながりへの留意 等
- ② **一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実**
 - ・ 教育的ニーズを整理し、その時点で最も適切な教育の提供
 - ・ 障がいの特性に応じた ICT 機器の活用 等
- ③ **自立と社会参加に向けた教育の充実**
 - ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメント 等

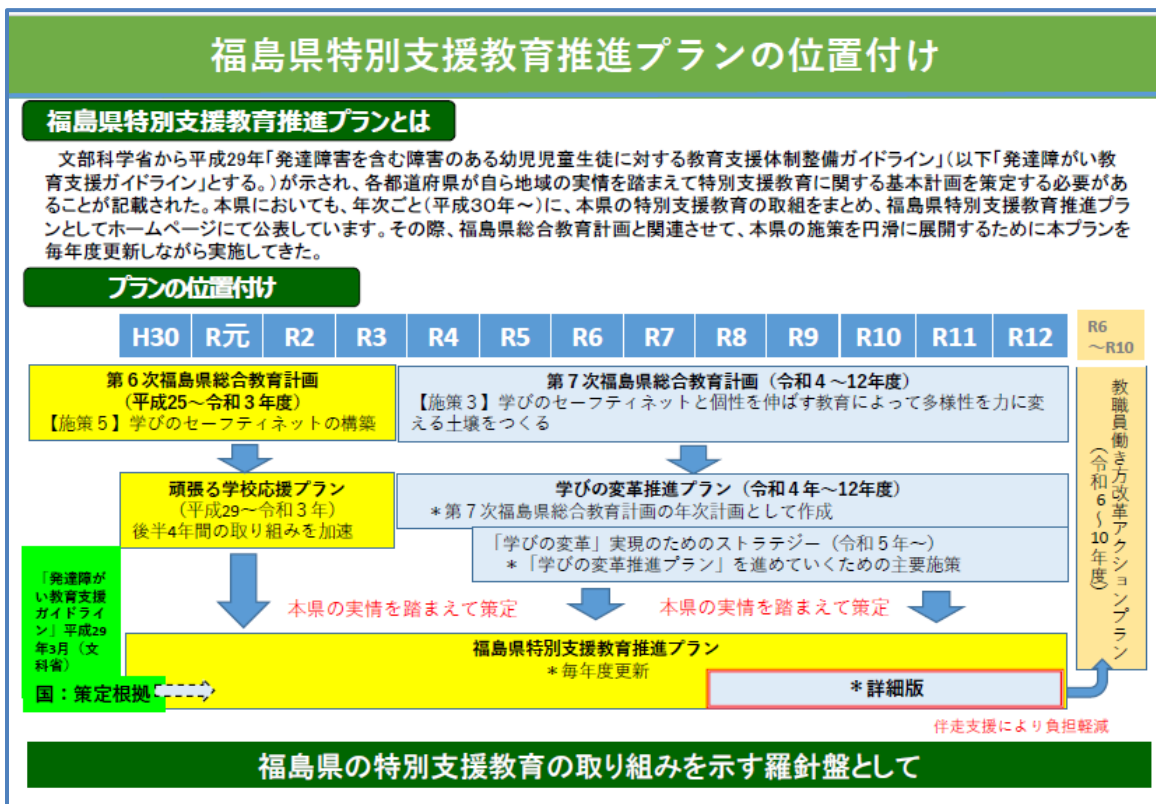
3 推進プランの基本的な方向性

障がいのある子どもたちが、就学前、在学中、さらには卒業後においても、一貫した切れ目のない支援を受けることができるよう、医療、福祉、保健、教育、労働等の関係機関との連携を深め、地域で「共に生きる」ための体制づくりを進めています。

また、障がいのある子どもが、一人一人の教育的ニーズに応じて、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において学ぶことができるよう、教員の専門性向上や授業力の向上、校内支援体制の整備・充実など、各学校における「共に学ぶ」環境づくりを進めています。

(1) 推進プランの位置付け

推進プランは、第7次福島県総合教育計画の年次計画である「学びの変革推進プラン」及び、同プランを進めていくための主な取組を示した「学びの変革推進プランのためのストラテジー」を踏まえ、年次ごとの特別支援教育の取組を示すものです。本プランでは、各種調査等に基づき、本県の特別支援教育における現状と課題を整理するとともに、各種事業や研修の計画を示しています。これにより、本県における特別支援教育をさらに推進していくための指針となるよう取りまとめています。



(2) 推進プランの構成

推進プランは、これまでの取組の成果や特別支援教育の充実に向けた課題等を踏まえ、県が直接実施する取組及び補助や支援を行う取組について、具体的に示すものです。具体的には、特別支援教育を推進していくために、次に示す「3つの柱」に基づいて取組を進めていきます。

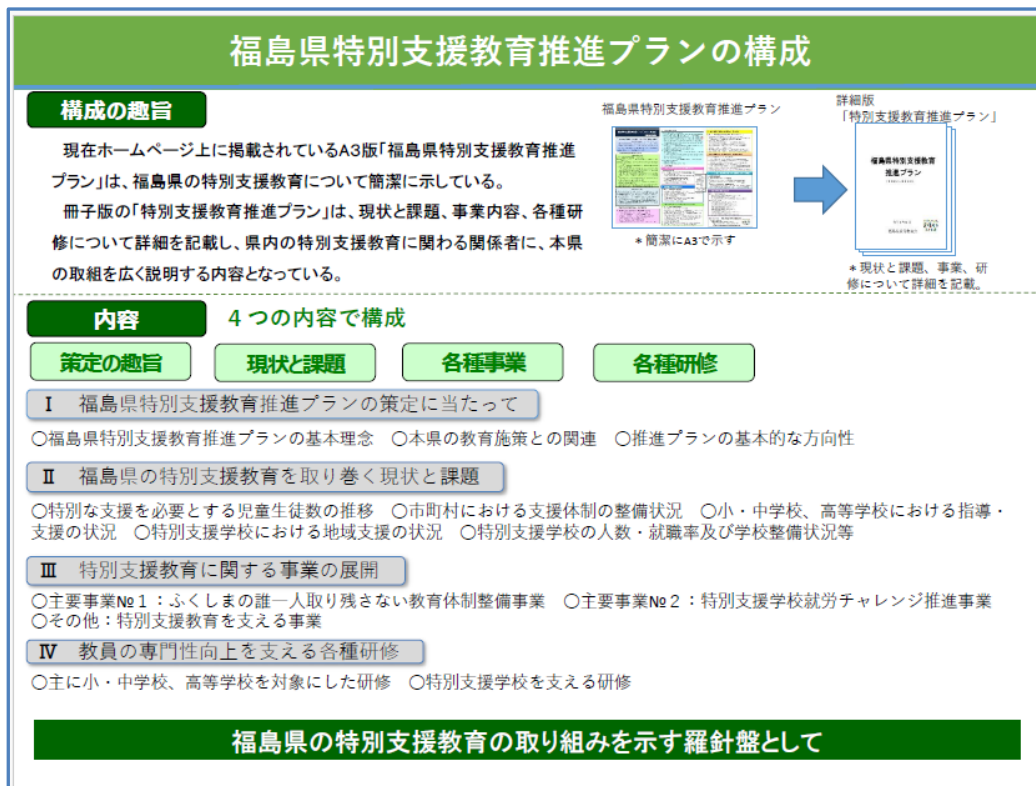
【特別支援教育を推進していくための3つの柱】

支える …各地域における特別支援教育を支える体制・研修

つなぐ …支援内容をつなげていく体制・連携

整える …特別支援教育における教育環境整備

これらの柱に基づき、特別支援教育課、義務教育課、高校教育課が相互に連携を図りながら特別支援教育の一層の推進に取り組んでいきます。



(3) 推進プランの進行管理と弾力的な見直し

推進プランの進行管理に当たっては、第7次福島県総合教育計画の実現に向け、「学びの変革推進プラン」における施策3に関する指標を基に、進捗状況の点検・評価を行っています。また、その結果や特別支援教育を取り巻く状況を踏まえながら、必要に応じて事業内容や研修内容等の見直しを行うなど、弾力的な運用に努めています。

Ⅱ 福島県の特別支援教育を取り巻く現状と課題

1 特別な支援を必要とする児童生徒数の推移

「令和 7 年度学校基本統計（学校基本調査の結果）確定値（R7.12.26）」及び本県が実施している「令和 7 年度特別支援教育調べ」（令和 7 年 5 月 1 日現在）によると、福島県における義務教育段階の児童生徒総数は 125,309 人です。このうち、特別支援学校、小・中学校等の特別支援学級及び通級による指導を含む通常の学級における特別支援教育の対象となっている児童生徒は、合計 10,180 人であり、全体の約 8.12% を占めています。

学校種別で見ると、特別支援学校には 1,437 人が在籍しており、全体の 1.15% を占めています。また、小・中学校等に設置されている特別支援学級には、6,593 人が在籍しており、全体の 5.26% に当たります。さらに、通級による指導を受けている児童生徒は 2,150 人となっています。また、通常の学級に在籍しながら、発達障がい（自閉症スペクトラム、LD、ADHD 等）の可能性のある児童生徒が、約 6.0% の割合で在籍していると推計されています（参考：「発達障がいのある可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」平成 30 年 福島県教育委員会）。

これらの状況から、本県では、小・中学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒を含め、通常の学級において教育的支援を必要とする児童生徒が大きな割合を占めていることが分かります。こうした状況を踏まえると、義務教育段階で支援を受けた生徒が高等学校に進学する人数も増加していくことが想定されます。このため、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実や教育上必要な支援を提供できる校内体制及び教育環境の整備を進めていく必要があります。

（1）小・中学校等の通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒

【小学校（通常の学級）の傾向】

小学校では、通常の学級に在籍し、障がいの診断を受ける児童数が平成 19 年度から令和 7 年度にかけて大きく増加しています。特に、ADHD（注意欠陥多動性障がい）及び自閉症スペクトラムの児童数の増加が顕著です。平成 19 年度には ADHD が 429 人、自閉症スペクトラムが 283 人でしたが、令和 7 年度には ADHD が 677 人、自閉症スペクトラムが 609 人となり、いずれも大きく増加しています。

【中学校（通常の学級）の傾向】

中学校においても、小学校と同様に、障がいのある生徒の数は増加傾向にあります。特に、ADHD 及び自閉症スペクトラムの生徒数の増加が顕著です。平成 19 年度には ADHD が 187 人、自閉症スペクトラムが 86 人でしたが、令和 7 年度には、ADHD の生徒数は 476 人、自閉症スペクトラムの生徒数は 412 人となり、いずれも増加し

ています。また、知的障がい、LD、情緒障がいの生徒数についても増加傾向が見られます。

【共通する傾向】

小・中学校等に共通する傾向として、通常の学級において ADHD 及び自閉症スペクトラムの児童生徒数が増加していることが挙げられます。これは、発達障がいに対する社会的理解の進展や診断体制の充実、学校における支援体制の整備等が要因の一つと考えられます。このように、通常の学級において特別な教育的支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、通常の学級担任への支援や校内支援体制の充実が重要な課題となっています。

（２）高等学校に在籍する特別な支援が必要な生徒

「発達障がいのある可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 30 年 福島県教育委員会）によれば、高等学校において、特別な教育的支援を必要とする生徒は全体の 2.4%であるという結果となっています。そのうち、医師による診断のある生徒が 1.1%、診断はないものの学習面や行動面に著しい困難を示す生徒が 1.3%となっています。近年、通常の学級における障がいのある児童生徒が増加傾向にあることから、進学先である高等学校においても、特別支援教育に関する知識及び対応の充実や校内支援体制の構築の必要性が高まっています。

（３）小・中学校等の特別支援学級の児童生徒数の推移

本県の「令和 7 年度特別支援教育調べ」によると、福島県の小学校の特別支援学級は 875 学級です。過去の推移を見ると、平成 19 年度の 328 学級から増加しています。また、小学校の特別支援学級に在籍する児童数は、令和 7 年度に 4,654 人であり、平成 19 年度の 1,066 人から大きく増加しています。一方、中学校の特別支援学級は、404 学級となっています。平成 19 年度には 153 学級であり、こちらも増加しています。中学校の特別支援学級に在籍する生徒数は、令和 7 年度には 1,939 人であり、平成 19 年度の 504 人から大きく増加しています。

このような急速な増加に対応するためには、一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い支援や指導を提供することが重要です。このため、特別支援学級を担当する教員の育成や支援体制の構築が急務となっています。

（４）通級による指導を受ける児童生徒数の増加

本県の「令和 7 年度特別支援教育調べ」によると、福島県の小学校の通級指導教室は、令和 7 年度時点で 104 教室あります。これは、平成 19 年度の 36 教室から 2 倍以上に増加しています。通級による指導を受けている児童数は、令和 7 年度に 1,848 人で、平成 19 年度の 463 人から大きく増加しています。

中学校では、通級指導教室の設置数が増加しています。平成 19 年度には 1 教室であり、令和 7 年度には 20 教室となっています。これに伴い、指導を受けている

生徒数も増加しており、平成 19 年度の 9 人から、令和 7 年度には 302 人となっています。

高等学校における通級による指導は、平成 30 年度に開始されました。導入校は、平成 30 年度の 1 校から令和 8 年度には 7 校に増加しています。指導を受けている生徒数も、平成 30 年度の 3 人から、令和 7 年度には 12 人に増加しています。

通級による指導には、個々の児童生徒の特性に応じた専門的な知識や技能が求められます。増加するニーズに対応するためには、専門的な研修を受けた教員の確保・育成が不可欠です。また、高等学校においても通級による指導が導入され、生徒数が増加しています。今後、小・中学校等で支援を受けていた生徒が、高等学校進学後も継続的な支援を必要とするケースの増加が見込まれることから、高等学校における通級による指導を担う人材の育成や指導者を支える研修体制の構築が喫緊の課題となっています。

2 市町村における支援体制の整備状況

本県の「令和 7 年度教育と福祉の連携に関する調査」によると、市町村教育委員会と福祉部局との連携率は 81.4%であり、令和 4 年度の調査開始時と比較して 8.5 ポイント上昇しています。各自治体では、必要に応じて福祉部局と連携し、支援が必要な子どもに対する早期からの支援を行っています。一方で、連携率の全体的な向上は見られるものの、市町村の規模や人員体制によって、連携の具体的な方法や課題意識には違いが見られます。

今後は、全県的に連携を一層強化していくため、各市町村の実情に応じた支援策の検討や連携の推進が必要です。

3 小・中学校、高等学校における指導・支援の状況

(1) 個別の教育支援計画の作成率（小学校・中学校・高等学校）

本県の「令和 7 年度特別支援教育体制整備状況調査」によると、令和 7 年度の個別の教育支援計画作成率（人数）は 94.1%となり、令和 6 年度の 93.5%から 0.6 ポイント上昇しています。特別な支援を必要とする児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成率は、全体として上昇傾向にあります。

今後は、個々の児童生徒の障がいの状態や教育的ニーズを丁寧に把握し、一人一人の障がいの状態に応じた教育上必要な支援内容（合理的配慮）について、本人や保護者と合意形成を図りながら、支援を必要とするすべての子どもに対して、学校組織として適切に提供できる体制を整えていくことが重要です。

(2) 個別の教育支援計画の引継ぎ活用率（小学校・中学校・高等学校）

本県の「令和7年度特別支援教育体制整備状況調査」によると、令和7年度の個別の教育支援計画全体の作成人数における引継ぎ・活用率は79.7%となり、令和6年度から5.9ポイント減少しています。

学校種によっては、計画が十分に引き継がれていないなどの課題が見られます。すべての児童生徒が、障がいがあっても安心して学習し生活できる環境を整えるためには、計画の確実な引継ぎと活用が求められます。また、学校内での教員間の連携だけでなく、学校と家庭、医療機関、福祉サービスなど関係機関全体で情報を共有し、計画を効果的に活用していくための連携強化が必要です。

今後は、実態をより正確に把握するため、個別の教育支援計画の新規作成人数を把握するとともに、必要な伴走支援を実施します。

(3) 校内研修率

本県の「令和7年度特別支援教育体制整備状況調査」によると、令和7年度の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における校内研修の実施率は93.6%であり、令和6年度の92.6%から1.0ポイント上昇しています。これは、特別支援教育に関する校内研修が着実に進んでおり、多くの学校がその重要性を認識し、教員向け研修に積極的に取り組んでいることを示しています。

今後は、教員の専門性を高め、実際の指導に活かせる研修となるよう内容のさらなる充実を図る必要があります。

4 特別支援学校における地域支援の状況

(1) 特別支援学校「地域支援センター」の活動

本県の「令和6年度特別支援学校のセンター的機能に関する調査」によれば、令和6年度の相談・研修支援件数は3,082件で、令和5年度から183件増加しています。内訳は、来校相談が1,586件、出かける支援が996件、特別支援教育アドバイザーの活用が500件であり、いずれも増加傾向にあります。支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、相談内容も多様化しています。

また、小学校、中学校、高等学校等において、学校組織全体を活用した支援体制の構築を支援していくことも重要です。

こうした様々なニーズに応じた相談ができるよう地域支援センター担当者の専門性の向上を図り、地域における特別支援教育の拠点として、さらなる人材育成と機能の充実を進めていく必要があります。

(2) 特別支援教育アドバイザーの配置

福島県では、特別支援教育アドバイザーを県内10校の特別支援学校に10名配置しています。また、入院している児童生徒を支援するため、2校の特別支援学校に

2名を配置しています。特別支援教育アドバイザーは、教育事務所や市町村教育委員会との連携、医療、保健、福祉等との連携、個別の教育支援計画の活用のための支援や、障がい種に応じた支援、特別支援教育に関する研修支援などを行っています。

本県の「令和6年度特別支援学校のセンター的機能に関する調査」によれば、特別支援教育アドバイザーによる相談件数は、令和6年度は500件となっており、近年は500件程度（R5：503件、R4：506件、R3：399件）で推移しています。

特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が年々増加していることを背景に、教育現場における専門的な支援に対するニーズの高まりが表れているものと考えられます。

5 特別支援学校の人数・就職率及び学校整備状況等

(1) 特別支援学校の児童生徒数

「学校基本調査」及び本県の「令和7年度特別支援教育調べ」によると、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部（専攻科を含む）に在籍する児童生徒数は、平成19年度と比較して増加傾向にあります。令和7年度には2,444人となり、平成19年度から約1.25倍に増加しています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒も増加していることから、看護師の配置や関係機関との連携体制の強化が一層重要となっています。

(2) 特別支援学校高等部卒業生の就職率

福島県の「特別支援学校高等部卒業生の進路状況調査」によると、本県の特別支援学校高等部卒業生に占める就職率は、令和6年度は30.1%となり、調査開始以来、初めて全国平均と同程度の水準まで上昇しました。しかしながら、障がい者雇用について検討段階にある企業も見られることから、今後は、県内の企業等への理解啓発や連携を進めながら、生徒一人一人の進路実現を図っていく必要があります。

(3) 第2次福島県県立特別支援学校全体整備計画状況

本計画に基づき、県立特別支援学校の新設や移転を進めています。

- ・だて支援学校（令和4年4月開校）
- ・ふたば支援学校（令和7年1月移転・再開）
- ・あだち支援学校（令和7年4月開校）
- ※ 小学部・中学部は二本松市、高等部は本宮市に設置
- ・みなみあいづ支援学校（令和8年4月）

また、須賀川支援学校は災害復旧のため、解体工事に着手しています。

これらの整備は、「障がいのある児童生徒の学習活動が適切に行える環境作り」「地域の特別支援教育の拠点として、センター的機能を担う学校作り」「特別支援教育の相談窓口として子育て支援を担う学校作り」の方針のもと、進めています。

6 特別支援学校の交流及び共同学習の実施状況

障がいのある子どもと障がいのない子ども、あるいは地域の障がいのある人と交流し、共に活動する交流及び共同学習は、双方の経験を深め、社会性を養うとともに、豊かな人間性を育み、互いを尊重することの大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義があります。

(1) 学校間交流

特別支援学校では、幼児児童生徒の実態や地域の状況に応じて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施しています。多くの学校において教育課程に位置づけ、計画的・継続的に実施されています。

(2) 居住地校交流

特別支援学校に通う幼児児童生徒の居住地校交流は、特別支援学校の約半数の学校で実施されています。居住地の幼稚園、小学校、中学校等の学校行事（運動会など）や授業に参加するなど、年間を通した取組が行われています。

実施に当たっては、交流先の学校の理解や事前の打合せ、さらには市町村教育委員会の理解が重要となります。

今後も、「共に学び共に生きる」環境づくりの一環として、交流及び共同学習の一層の充実を図っていきます。

Ⅲ 特別支援教育に関する事業の展開

1 主要事業No. 1：ふくしまの誰一人取り残さない教育体制整備事業

本事業は「地域支援体制整備事業」と「発達障がい等のある児童生徒の教育環境整備事業」の2つの小事業で構成されています。特別な支援を必要とする子どもたちに対して、乳幼児期から学校卒業後まで切れ目なく支援を引き継ぎ、子どもや保護者を支える体制を整備することを目的としています。このため、「市町村における特別支援教育の地域支援体制の整備及び病気療養中の児童生徒に対する学習支援体制の構築」と「すべての教員に求められる特別支援教育に関する研修の推進」を2つの柱として、事業を展開しています。

(1) 地域支援体制整備事業

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するため、市町村において教育、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、特別な支援を必要とする子どもたちの就学前から学校卒業後までの切れ目のない支援体制の整備・充実を図るために、次の①～⑩の事業に取り組み、事業全体の推進を図ります。

① 特別支援教育推進会議

整える

本県の特別支援教育の現状と課題を踏まえ、今後の施策や事業の在り方について協議することを目的として、特別支援教育推進会議を開催します。

会議には、学識経験者、小学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長、医療、保健、福祉、労働等の関係部局の職員、県教育庁の特別支援教育課、義務教育課、高校教育課の職員が参加し、年2回程度開催します。会議では、各市町村における就学相談や教育支援、特別支援教育施策、各事業の計画・運営、進捗状況、調査結果の分析などについて指導や助言を受け、本県の特別支援教育の方向性や施策について検討します。

② 庁内特別支援教育連携会議

つなぐ

県教育庁内の関係課（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）が連携し、本県の特別支援教育の充実及び切れ目のない支援体制の整備に向けた事業展開を検討することを目的として、庁内特別支援教育連携会議を開催します。

年2回程度開催し、本県の特別支援教育の現状や課題の共有、各事業の計画や運営、進捗状況、調査結果の分析などについて協議します。また、幼児児童生徒の就学や教育支援に関する課題についても検討し、課題解決に向けた具体的な方策を整理するとともに、関係課の連携につなげます。

③ ふくしまの誰一人取り残さない教育体制整備事業担当者会議

整える

本事業の趣旨について共通理解を図るとともに、教育事務所が地域支援コーディネーターとしての役割を円滑に果たせるよう関係機関の連携を強化することを目的として、ふくしまの誰一人取り残さない教育体制整備事業担当者会議を開催します。

特別支援教育課、教育事務所、特別支援教育センターの担当者が参加し、年4回開催します。また、地域における事業推進上の課題を共有するとともに、教育事務所の事業構想や計画について協議し、事業の進捗状況を確認します。必要に応じて構想や計画を見直し、着実な実施につなげていきます。

④ 地域支援チーム戦略・連携会議

つなぐ

地域の特別支援教育の充実を図るため、教育事務所、特別支援教育センター、特別支援学校及び関係機関が連携し、地域の課題や支援の在り方について協議することを目的として、地域支援チーム戦略・連携会議を開催します。

各教育事務所において、年3回開催します。市町村や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の現状を分析し、課題を共有するとともに、これまでの相談や研修の効果を検証します。また、医療や福祉等の関係機関と情報の共有を図り、連携の在り方について検討することにより、それぞれの役割を明確にします。これらの取組を通して、地域全体で特別支援教育の質を高め、継続的な支援体制の構築を目指します。

⑤ 特別支援教育体制促進協議会

支える

市町村における特別支援教育の推進及び一貫した支援体制の構築を図るため、市町村教育委員会や関係機関が連携し、支援体制の充実に向けた協議を行うことを目的として、特別支援教育体制促進協議会を開催します。この協議会は、教育事務所が企画・運営し、年2回開催します。

市町村が、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築できるよう、教育事務所が中心となり、市町村教育委員会をはじめ、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら、地域における特別支援教育の推進を目指します。

具体的には、各市町村の特別支援教育計画を共有するとともに、先進的な取組について紹介します。また、各市町村の支援体制を評価し、今後の取組について検討します。さらに、就学の仕組みや個別の教育支援計画の作成・活用について、関係者の理解を深めるための周知・啓発を行います。

⑥ 教育支援協議会の開催 **支える**

各校において特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ることを目的として、教育支援協議会を開催します。

小学校、中学校の管理職を対象に、年1回開催します。本協議会には、小学校、中学校の管理職が隔年で参加するとともに、教育事務所の指導主事も加わり、特別支援教育の推進に向けた協議を行っています。

また、令和8年度からは、新たに高等学校の管理職も対象に加え、学校の実情に応じて希望する高等学校を対象にオンラインで実施します。この協議会では、障がいのある児童生徒の教育的ニーズの整理や、そのニーズに応じた支援の方法、早期からの支援や関係機関との連携、多様な学びの場の提供、卒業後の就労や福祉等の関係機関との連携などについて理解を深めます。

また、校内の支援体制の整備や合理的配慮の提供、具体的な指導方法、教育課程について参加者間で共有します。これらの取組を通して、各校における特別支援教育の推進を図ります。

⑦ 地域支援センター特別支援教育研修会の実施 **支える**

教職員の特別支援教育に関する資質向上及び指導の改善を図ることを目的として、地域支援センター特別支援教育研修会を実施します。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教員等を対象に開催します。この研修会は、特別支援学校が企画・運営し、年1回開催します。

主な内容は、参加者が特別支援学校の授業を参観したり、講演を聴いたり、研究協議に参加したりするなど、地域の特別支援教育の推進を担う研修となっています。

⑧ 高等学校学習支援員配置校連絡協議会の実施（高等学校） **支える**

東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響により特別な支援が必要となった生徒への支援体制の充実を目的として、学習支援員配置校連絡協議会を開催します。特別支援教育課が高校教育課及び教育事務所と連携し、年2回開催します。この会議には、学習支援員を配置している高等学校の管理職や特別支援教育コーディネーターが参加し、特別な支援が必要な生徒への理解を深めるとともに、学習支援員の活用を図る校内支援体制について検討します。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用、生徒への合理的配慮の提供についても理解を深めます。

⑨ 幼稚園等、小・中学校、高等学校への相談・研修支援の実施

つなぐ

支える

【相談支援の実施】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実を図ることを目的として、相談支援を実施します。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等からの相談に応じて、各特別支援学校に設置している地域支援センターが、特別な支援を必要とする子どもたちとその保護者、担当教員を支援します。

具体的な相談支援の内容は、個別の事例に対する助言、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に関する助言、校内委員会での事例検討会への参加や協力などです。各校からの要請に基づき、教育事務所が調整を行い、特別支援学校の教員等が学校を訪問して相談に対応します。また、校内の支援体制の整備に向けた支援も行います。

【研修支援の実施】

教職員の専門性の向上を図ることを目的として、研修支援を実施します。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等及び各市町村教育委員会のニーズに応じて研修支援を行い、各学校における指導と支援の質の向上と校内支援体制の整備を図ります。研修の内容や方法は、各学校からの要望を踏まえて検討し、随時実施します。教育事務所が中心となり、特別支援教育センターの指導主事や特別支援学校の教員等が学校を訪問し、直接研修を行います。

⑩ 相談・研修支援の充実に向けた特別支援学校教員の専門性の向上

支える

【地域支援担当者等研修会の実施】

地域における相談・研修支援の充実を図るとともに、特別支援学校が教育事務所や特別支援教育センターと連携し、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすことができるよう、特別支援学校教員の専門性向上を目的とした研修を実施します。

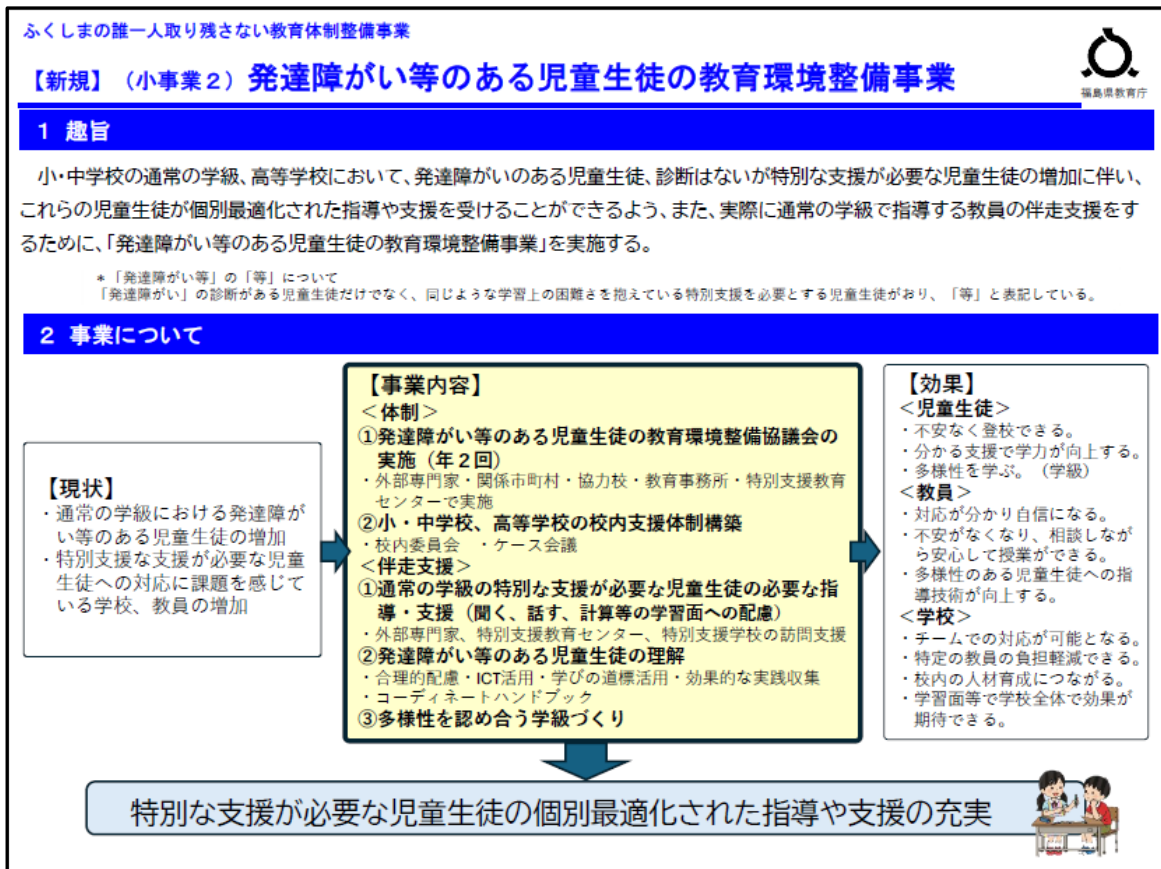
地域支援担当者等研修会は、各特別支援学校が教育事務所及び特別支援教育センターと連携して開催します。この研修会には、各特別支援学校の地域支援担当者などが参加します。

主な内容は、県の特別支援教育に関する施策や事業の趣旨及び実施方法について理解を深めることです。また、各地域における特別支援教育の現状や課題、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等で抱える課題とその対応策について協議します。さらに、地域支援担当者や特別支援教育アドバイザーの役割を明確にすることも目的としています。

(2) 発達障がい等のある児童生徒の教育環境整備事業

支える

本県独自の調査「特別支援教育調べ」によると、通常の学級において、学習面に困難さが顕著な児童生徒（学習障がい及び言語障がい等）の増加傾向が続いています。特別な支援が必要な児童生徒の「学習面の困難さ（読む・書く、計算する・推論する等）」に対応し、安心して学ぶことができる個別最適な指導や支援、校内支援などの教育環境の整備を推進していくため、小学校、中学校、高等学校等の通常の学級で指導する教員や学校への伴走支援を実施します。



2 主要事業No.2：特別支援学校就労チャレンジ推進事業

本事業は、特別支援学校高等部の生徒が地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう支援することを目的として実施しています。「夢に向かってテクノチャレンジ事業」と「連携強化・就労推進事業」の2つの小事業で構成されており、生徒の産業現場等における実習の充実を図るとともに、教員の進路指導や就労支援に関する専門性の向上を図ります。併せて、障がいのある生徒の雇用や職場定着に関する理解促進を図るため、企業等への情報提供を行い、関係機関との連携強化を推進しています。

(1) 夢に向かってテクノチャレンジ事業

支える

つなぐ

夢に向かってテクノチャレンジ事業は、障がいのある生徒が自立し、社会に参加することができるよう支援することを目的として実施しています。特別支援学校高等部の生徒の進路に対する意識を高め、企業への就職及び職場への定着を促進することを目指しており、その具体的な取組の一つとして、特別支援学校作業技能大会を開催しています。

第14回特別支援学校作業技能大会
令和8年8月5日(水) ビッグパレット

(2) 連携強化・就労推進事業

支える

つなぐ

連携強化・就労推進事業は、生徒一人一人の進路実現を図るため、個々の状況に応じた進路指導の充実を目的として実施しています。特別支援学校の進路指導主事等や障がい者就業・生活支援センター担当者で構成する「進路支援チーム会議」を中心に、課題解決に向けた対応策の検討や情報の共有を行い、企業及び福祉等の関係機関との連携を推進しています。また、令和8年度から特別支援学校に進路指導支援員(1名)を配置し、地域の企業との連携を強化することにより、県内の特別支援学校高等部生徒の就労の推進を図ります。

3 その他：特別支援教育を支える事業

(1) 県立学校における医療的ケア実施事業

支える

整える

県立学校における医療的ケア実施事業は、障がいの重度化により喀痰吸引などの医療的ケアが必要な児童生徒等が、安全で健康な学校生活を送ることができるよう支援することを目的としています。これは、児童生徒等の安全を確保するとともに、保護者の負担軽減を図るための取組です。本事業は、該当児童生徒等が在籍する県立学校で実施しており、各校に指導医及び看護師を配置し、指導医の助言を受けながら、安全に医療的ケアを実施しています。また、医療的ケアに必要な物品等の整

備も行っています。安全なケアの実施体制を維持するため、各校において年1回、「医療的ケアサポート会議」を開催するほか、年2回「県医療的ケア実施運営協議会」を開催しています。さらに、医療的ケアを行う教員及び看護師を対象とした研修会も実施しています。

(2) 高等学校学習支援推進事業

支える

整える

高等学校に在籍する発達障がい等により特別な支援を必要とする生徒や東日本大震災及び原子力発電所事故の影響による環境の変化への適応が困難な生徒への支援の充実を図ることを目的として、学習支援員を配置し、生徒の実態に応じた支援を行っています。

令和8年度は、県立高等学校7校に学習支援員を配置しており、生徒への学習面での支援や校内の指導体制の充実に取り組んでいます。

(3) 株式会社「LITALICO」との連携協定（義務教育課）

支える

県内の公立学校において、義務教育段階から高等学校段階までの切れ目のない個別の教育支援体制の充実を図ることを目的として、株式会社 LITALICO との連携協定に基づく取組を実施しています。株式会社 LITALICO が提供する教育ソフトを活用し、支援体制の構築や指導の充実を図っています。

(4) ADHD 通級指導教室講師配置（義務教育課）

支える

発達障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図ることを目的として実施しています。障がいに起因する学習活動や生活における様々な困難に対応するため、障がいの状態に応じた個別指導や少人数指導を行っています。

(5) 身体に障がいのある生徒に対する支援事業（高校教育課）

整える

高等学校での教育を希望する身体に障がいのある生徒の教育活動を支援することを目的として実施しています。このため、教育活動を支援する介助員及び看護師を配置しています。

(6) 高等学校における通級による指導

支える

整える

高等学校に在籍する生徒が、障がいによる学習上及び生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的として実施しています。大半の授業を通常の学級で受けつつ、特別の指導（特別支援教育における「自立活動」の指導）を行う「通級による指導」を県立高等学校に複数校導入し、その充実を図っています。

IV 教員の専門性向上を支える各種研修

1 主に小学校、中学校、高等学校等を対象とした研修

(1) 特別支援学級教育課程研修会（特別支援教育課）

小学校、中学校の特別支援学級担当教員を対象として、教育課程に関する研修会を実施します。本研修会は、教育課程の編成及び実施上の課題について理解を深めることで、教員の専門性を高め、特別支援学級における教育の質の向上を図ることを目的として実施します。研修では、教育課程の編成及び実施の在り方、個別の指導計画の作成と活用、教育上必要な配慮事項等について理解を深めます。特別支援教育課や教育事務所の指導主事が講師となり、各地域で計6日間開催します。

(2) 職能研修・専門研修（特別支援教育センター）

地域の特別支援教育の現状及び課題を踏まえ、年度ごとに研修内容の改善・見直しを図りながら、研修を実施しています。

【職能研修（小中学校・高等学校を対象とした内容）】

*対象となる職務に従事している教員が対象

研修名	対象
特別支援学級等新任担当教員研修会	初めて特別支援学級の担任になった教諭及び常勤講師
小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会	小・中学校の特別支援教育コーディネーター
高等学校特別支援教育コーディネーター研修会	高等学校の特別支援教育コーディネーター
通級指導教室担当教員研修会	通級による指導の担当の経験が通算2年目までの教諭及び常勤講師

【専門研修（主に小中学校・高等学校を対象とした内容）】

*受講を希望する教員が対象

研修名	研修内容
発達障がいのある子どもの基礎的な理解と対応～「気付く」から始めよう～	事前動画視聴で発達障がいの特性を理解し、行動の背景や要因を探る講義と演習を行います。
発達障がいのある子どものライフステージに応じた指導と支援～豊かな現在（いま）を未来へつなぐ～	発達障がいのある子どもの指導と支援について、講義と協議を通して学びます。
教育相談（基礎編）～わかり合うところがスタートライン～	子どもや保護者を理解すること、教育相談で大切なことについて講義と演習を行います。
教育相談（応用編）～チームでつくる笑顔の相談～	教育相談に臨むためのケース会議の進め方について、講義と演習を行います。
指導に生かすアセスメント～もっと知りたい子どもたちのこと～	子ども理解や心理アセスメントの活用、検査報告書の読み方などについて学びます。

子どもの豊かな学びと生活を支える「教育的ニーズの整理」～やってみよう！ケース会議～	事前動画視聴で「教育的ニーズ」について学び、教育的ニーズの整理やケース会議の進め方について演習と協議を行います。
特別支援学級の授業の充実～実態把握を生かした授業や学級経営～	特別支援学級の教育課程や授業づくりについての講義、授業の実際についての協議を行います。
自立活動の指導の充実（小学校、中学校、高等学校編）～中心的な課題を導き出す～	自立活動の指導の基本や一人一人の実態に応じた指導、指導目標と内容の改善について、講義、演習、協議を通して学びます。

（3）その他：特別支援教育に関する教育資料

動画コンテンツ

○特別支援教育センター「研修パッケージ」（研修で活用できるオンライン動画、活用資料等）

内容： 特別支援教育における研修について、いつでもどこでも学ぶことができるよう、動画及び資料、手引き（研修の進め方等）をまとめ、Webページ上で公開しています。「何を」「どのように」学ばよいかを整理し、「知る」「気付く」「支える」「つなぐ」の4つの段階による特別支援教育の研修体系表として整理することで、各校における特別支援教育の研修が推進されるように情報発信を行っています。

活用型資料

○特別支援教育センター「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」

内容： 各校で特別支援教育を推進する教員の多忙な現状を踏まえ、①「短時間」②「すぐ使える情報」③「具体的な知識と実践」をコンセプトとして作成しています。特別支援教育に関わるすべての教員が活用でき、校内で特別支援教育をコーディネートできるような内容構成となっています。掲載している内容は、共生社会やインクルーシブ教育システム、多様性に応じた学級づくりや授業づくり、全校的な教育支援体制、障がいのある児童生徒への配慮、個別の教育支援計画や個別の指導計画、関係機関との連携、具体的な実践例など多岐にわたります。A4裏表1枚でまとめられており、短時間の研修等でも活用できる内容となっています。全国からの問い合わせもあり、幅広く活用されています。

○特別支援教育課「特別支援学校・特別支援学級・通級による指導にかかわる就学支援の手引～障がいのある子どもの就学に関わる人のために～」

内容： 就学の仕組みや基本的な考え方について、共生社会と学校教育、障がいのある子どもの教育に関する制度、教育的ニーズの把握、合理的配慮、就学先決定に向けたプロセス、教育的ニーズに応じた多様な学びの場、特別支援学校の入学・転学について等の内容を整理し、必要な情報を選択して活用できる参考資料とともに特別支援教育課 Web ページに掲載しています。就学支援について、「気になるところが分かる！」「研修や説明資料として活用できる！」「本人・保護者・関係者が安心して理解できる！」ことをコンセプトとして作成しています。

2 特別支援学校を支える研修

支える

(1) 特別支援学校教育課程運営改善講座

特別支援学校の教育課程の実施に関する専門的な内容を扱い、指導的立場にある教員の指導力向上を目的として実施します。学校の実態や児童生徒の障がいの種類及び程度に応じて、教育課程の編成、適切な実施及び管理の在り方について理解を深め、特別支援教育の改善及び充実を図ります。

(2) 県立特別支援学校生徒指導担当者連絡協議会

特別支援学校における生徒指導上の課題について専門的な研修を行うとともに各校における事故防止や校内指導体制の課題を共有します。これらを通して、生徒指導を担う教員の専門性の向上を図ります。

(3) 県立特別支援学校進路指導担当者連絡協議会

県立特別支援学校進路指導担当者連絡協議会（進路支援チーム会議）は、高等部生徒の一般就労に関する課題を明らかにし、その解決策を検討することを目的として実施します。本協議会を通して、入学から卒業までの一貫したキャリア教育を推進し、生徒一人一人の進路実現を目指すとともに、教員の指導力の向上を図ります。

(4) ICT 実践協議会

本協議会は、特別支援学校の教員や情報教育担当者を対象として、ICT を活用した授業実践や校内研修の推進について協議し、教員の専門性及び指導力の向上を図ります。

(5) 職能研修・専門研修（特別支援教育センター）

地域の特別支援教育の現状及び課題を踏まえ、年度ごとに研修内容の改善・見直しを図りながら、研修を実施します。

【職能研修（特別支援学校を対象とした内容）】

***対象となる職務に従事している教員が対象**

研修名	対象
特別支援教育コーディネーター研修会	特別支援学校の特別支援教育コーディネーター
教務主任・研修主任研修会	県立特別支援学校・分校 26 校の教務主任及び研修主任
自立活動の指導実践研修会	県立特別支援学校で自立活動の指導的な立場の教諭
寄宿舎指導員研修会 （*3年に1度の実施 ：令和8年度は実施）	県立特別支援学校の寄宿舎指導員
医療的ケア担当教員研修会 （*3年に1度の実施 ：令和8年度は実施しない）	県立特別支援学校の医療的ケア担当の教諭
実習助手等研修会 （*3年に1度の実施 ：令和8年度は実施しない）	県立特別支援学校の実習助手等

【専門研修（主に特別支援学校を対象とした内容）】

***受講を希望する教員が対象**

研修名	研修内容
自立活動の指導の充実（特別支援学校編）～主体的な学びに向けた指導内容の設定～	自立活動の指導の工夫及び評価について協議を行います。
特別支援学校における教科指導の授業力向上～知的障がい算数・数学編～	知的障がいのある児童生徒の特性の理解と対応、算数・数学科の授業づくりについて学びます。
重度・重複障がいのある子どもの学びの充実～思いに寄り添う指導・支援に向けて～	重度・重複障がいのある幼児児童生徒の理解と授業づくりについての講義を行うとともに、関わり方について協議を行います。
特別支援学校における授業の充実～確かな学びに向かう授業づくり～	これからの特別支援学校における授業の充実について、学習評価の充実を図るための講義や演習を行います。
子どもの可能性や個性を伸ばす進路指導～思いと向き合い将来につなげる～	特別支援学校における進路指導の現状や、卒業後の豊かな暮らしの実現に向けた取組について協議を行います。
授業における ICT の活用～主体的な学びを支える実践の共有～	特別支援教育における学びの充実のための ICT 活用について学ぶとともに、効果的な活用に向けた協議を行います。



福島県教育庁
特別支援教育課

〒960-8688 福島市杉妻町 2-16
TEL 024-521-7780 FAX 024-521-7967
E-mail : k.tokubetsushien@pref.fukushima.lg.jp